

水質汚濁防止法等に基づく行政処分の公表要領

1 目的

この要領は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内法」という。）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。）又は岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号。以下「条例」という。）の規定に基づき、行政処分を実施するに当たって、当該処分の内容を明らかにすることにより、公共用水域及び地下水の水利関係等の利害関係者に対する被害を未然に防止し、県民の健康の保護又は生活環境の保全に寄与することを目的とする。

2 公表の対象となる行政処分

- (1) 排出水に係る特定施設等の改善命令（水濁法第13条第1項）
- (2) 排出水に係る特定施設等の一時停止命令（水濁法第13条第1項）
- (3) 指定地域内の事業場の改善命令（水濁法第13条第3項）
- (4) 特定地下浸透水に係る特定施設等の改善命令（水濁法第13条の2第1項）
- (5) 特定地下浸透水に係る特定施設等の一時停止命令（水濁法第13条の2第1項）
- (6) 有害物質使用特定施設等の改善命令（水濁法第13条の3第1項）
- (7) 有害物質使用特定施設等の一時停止命令（水濁法第13条の3第1項）
- (8) 事故時の措置命令（水濁法第14条の2第4項）
- (9) 地下水の水質の浄化に係る措置命令（水濁法第14条の3第1項及び第2項）
- (10) 特定施設の除却等措置命令（瀬戸内法第11条）
- (11) 操業の停止命令（瀬戸内法第11条）
- (12) 湖沼特定事業場の改善命令（湖沼法第10条）
- (13) 指定施設等の改善命令（湖沼法第20条第2項）
- (14) 排出水に係る特定施設等の改善命令（条例第60条第1項）
- (15) 排出水に係る特定施設の一時的停止命令（条例第60条第1項）
- (16) 事故時の措置命令（条例第62条第3項）

ただし、上記（1）、（3）、（6）、（7）、（12）、（13）及び（14）の行政処分については、当該行政処分の公表を行わなくても県民の健康の保護及び生活環境の保全に重大な支障が生じるおそれがないと認められる場合は、公表を差し控えることができることとする。

3 公表する内容

- (1) 対象者の氏名又は名称（個人の場合の屋号及び法人の場合の代表者名を含む。）
- (2) 対象者の住所又は所在地
- (3) 処分に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- (4) 処分年月日、処分の理由、処分内容及び根拠法令
- (5) 処分期間（一時停止命令等の場合）
- (6) 履行期限（改善命令及び措置命令の場合）

4 公表方法及び公表主体

(1) 報道機関への情報提供

(2) 環境管理課ホームページへの掲載

上記(1)、(2)の場合とも、対象者に処分指令書が到達したことを処分庁が確認した後に行うものとし、(1)については、処分庁が地元の報道機関に対し情報提供を行い、(2)については、環境管理課が速やかにホームページへの掲載を行う。

5 環境管理課ホームページでの公表の期間

(1) 改善命令及び措置命令の場合：命令の履行が確認されるまで

(2) 一時停止命令等の場合：処分期間満了まで

6 施行期日

この要領は、令和5年4月1日から施行する。